



## Global Tax Update

ベトナム

税理士法人トーマツ

2015年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 法人税等の複数の税法に関する改正法および改正特別売上税法

2014年11月26日午後、ベトナム議会は、「法人税等の複数の税法に関する改正法」および「改正特別売上税法」を承認した。

下記は、前述の二つの税法の主な修正点の概要である。

#### (1) 法人税等の複数の税法に関する改正法

##### 1) 法人税

広告宣伝費の損金算入上限額 15%を撤廃。

最優遇措置(15年間の税率 10%、4年間の免税、その後9年間の50%の課税所得控除)の対象を以下のとおり追加:

- (i) 新規投資プロジェクトのうち、開発優先工業支援製品一覧に記載されている製品を製造し、かつ以下の基準のいずれかを満たすもの:
  - ハイテク法(Law on High Technologies)に規定するハイテク分野を支援する工業製品
  - 紡績・縫製、皮革・履物、電子・IT、製造・自動車部品組立、または機械分野の工業支援製品(2015年1月1日より前に国内生産されたものを除く。国内生産された場合はEU技術基準もしくはそれと同等の基準を満たすもの)

開発優先工業支援製品一覧は、ベトナム政府が定

める。

- (ii) 製造分野における投資プロジェクト(特別売上税が課税される製品に関するプロジェクト、および探鉱プロジェクトを除く)のうち、12兆ベトナムドン以上の出資金が5年以内に払い込まれ、ハイテク法および科学・技術法(Law on Science and Technologies)に基づく評価の対象となる技術を使用するもの

特別な投資誘致を必要とする大規模ハイテクプロジェクトまたは上記(ii)に規定するプロジェクトの優遇税率適用期間の延長要件を追加(延長期間は最長15年)。

法人税優遇措置の適用に関する規定を追加。これにより、投資プロジェクトを行う企業は、許可証取得時に法人税優遇措置適用の資格を満たすことになる。法人税規定が変更された場合で、修正後または新しい規定における優遇措置の適用条件を満たす企業は、残りの期間について、許可証取得時の規定に基づく優遇措置を引き続き受けるか、または修正後規則における優遇措置を受けるかを選択することができる。

##### 2) 個人所得税

- カジノで獲得した賞金を、個人所得税の課税対象から除外

- 非課税対象者(漁船乗組員および船主など)を追加
- 納税者は、各分野・産業のみなし税率に基づき、事業所得に係る個人所得税を申告する。事業所得に、年間売上が 100 百万ベトナムドン以下の事業からの個人所得は含まれない
- 一回限りの譲渡に係る価格に基づく個人所得税の算定は、証券および不動産の譲渡所得に対してのみ適用される

予定を補足(2016年1月1日から2018年12月31日までは70%、2019年1月1日以降は75%の税率となる)

- (iii) ワインおよびビールの特別売上税率適用に関する予定を修正

### 3) 付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)

VAT 対象外または 5%の VAT の対象となる物品およびサービス(主に農業関連物品)に関する規定が修正および補足される。

### 4) 税務管理

- 月次および四半期ごとの VAT 申告における仮受・仮払インボイスの提出に関する規定を撤廃
- 外貨建ての収入、費用、課税価格および租税の為替レートに関する規定を統一
- 当局(State Agencies)が保有する文書等の提出免除規定を補足
- 90 日間を超える納付遅延に対する 0.07%のペナルティを廃止する。これに伴い、納付遅延に対しては一律 0.05%のペナルティが課される

### 5) 施行

当該法は、2015 年 1 月 1 日に発効する。

収入、費用、課税価格、課税対象所得および租税(法人税法、個人所得税法、付加価値税法、特別売上税法、輸入・輸出税法および関税法等に規定されるもの)を算定するための為替レートに関する規定を廃止。

### (2) 改正特別売上税法

タバコ、ワインおよびビールならびに賞金が提供されるカジノでのゲームおよび電子ゲーム等の、一定の物品およびサービスに適用される特別売上税率を引き上げる。

施行:

- (i) 当該法は、2016 年 1 月 1 日に発効する
- (ii) タバコに対する特別売上税率の適用に関する

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### Deloitte Vietnam

#### ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝 [kechigo@deloitte.com](mailto:kechigo@deloitte.com)

#### ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元 [gtakaishi@deloitte.com](mailto:gtakaishi@deloitte.com)

シニアマネジャー 樋口 純平 [juhiguchi@deloitte.com](mailto:juhiguchi@deloitte.com)

マネジャー 今井 慎平 [shiimai@deloitte.com](mailto:shiimai@deloitte.com)

### 本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号新東京ビル5階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

URL: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。